

①-03 誰もが安心して住める、やすらぎのあるまちづくり

1-住環境の整備と定住促進

現状と課題

本市では、来福台をはじめとする宅地分譲、公営住宅の建設などにより定住希望者に住環境を提供してきましたが、高齢化、人口減少社会の到来により近年の定住希望者はほぼ横ばいとなっています。

一方、ライフスタイルの多様化や団塊の世代の大量退職により地方へのUJIターンの需要が高まっていますが、受け入れ体制の充実と移住後の就業などが課題となっています。

そのため、有能な人材の確保につながる定住支援の充実など、空き家、遊休農地提供がリンクした就業を含めた定住対策が求められています。また、若い世代に対応した住宅の供給、高齢者向け住宅整備促進、住宅ストックの質の維持・向上を図ることが必要です。



■ 宅地分譲状況(平成 20 年度末)

		区画数	実績数	残数
来福台	一般	886	538	348
	集合	96	96	0
長田定住団地		15	5	10
湯の口分譲宅地		3	2	1
りんどうの丘		34	29	5
合計		1034	670	364

取組の方向

住宅の総合的な計画を策定し、若者から高齢者までが安心して住むことができる住環境の提供を行うと同時に、農林業施策と結びついた体制を構築し、UJIターン支援に向けた総合的な住宅政策を実施します。また、住宅ストックの質の維持・向上を図ることにより、市民に安定した住生活を提供するなど、住環境の整備を進めます。

10年後の姿と目標指標

市営住宅の改修による維持管理費の低減やバリアフリー化などによる高齢者の居住環境の向上が図られています。また、市営住宅などの新築による若い世代の居住意向が増加しています。

UJIターンの受入体制が充実し、受入人数が増加しています。

項目	現状値	目標値	備考
住環境の整備と定住促進に対する満足度	15.0% (H20)	20.0% (H26)	市民意識調査結果
UJIターン受入人数(H20からの累計)	19 (H20)	133 (H26)	

具体施策の展開

住環境の整備

多様化・高度化する市民の居住ニーズに応じた豊かな住生活を実現するため、住宅政策に係る総合的な計画を策定し、住環境の整備を進めます。

【建設課】

- ・住生活基本計画の策定

定住施策の推進

地域の活力となる人材の確保など、人口定住を推進するための効果的な施策を展開します。

また、来福台をはじめとする住宅団地については、今後も美祢市土地開発公社を中心に、県及び美祢市土地開発公社分譲促進協議会との連携を深め、分譲計画や販売戦略などの見直しを行い早期完売を目指します。

【企画政策課】

- ・地域定住促進事業
- ・UJIターン促進事業
- ・空き家・空き農地活用事業
- ・土地開発公社事業

■来福台



公営住宅などの整備

耐用年数が過ぎ、老朽化が進行している公営住宅が多数あります。これらの一部について、高齢者や障害者に配慮したバリアフリーなど、ユニバーサルデザイン※1 の考え方を取り入れながら、計画的に改善・建替え・撤去を進めます。

また、高齢者が安心して居住できる良好な居住環境を実現するため、高齢者向け優良賃貸住宅の整備及び管理を行う者に対する支援を行います。

さらに、県営住宅の整備を促進するとともに、民間を活用した新しい形の公営住宅の整備や運営についても検討・推進します。

【建設課】

- ・公営住宅等整備事業
- ・老朽住宅解体事業
- ・高齢者向け優良賃貸住宅事業

■下領北団地



主な事業と概ねの実施時期

事業、施策名	概ねの実施時期							担当部署など
	21	22	23	24	25	26	27-31	
住生活基本計画の策定		→						建設課
地域定住促進事業	→							企画政策課
空き家・空き農地活用事業	→							企画政策課
土地開発公社事業	→							企画政策課
公営住宅等整備事業	→							建設課
老朽住宅解体事業	→							建設課
高齢者向け優良賃貸住宅事業	→							建設課

協働のまちづくり（わたしたちの役割）

地域への郷土愛をもち、いつまでも住み続けたいとなるような、地域コミュニティの形成に努めます。また、空き家情報の提供に努めます。

※1 ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を示し、年齢や障害などの有無にかかわらず、利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)

①-03 誰もが安心して住める、やすらぎのあるまちづくり

2-公園・緑地の整備

現状と課題

本市では、自然尊重型都市公園の桜山総合公園や秋吉台国際芸術村、秋芳北部総合運動公園のほか、美祢さくら公園や来福台団地に身近な公園の整備を進め、道路・河川を中心とした緑化の推進などを積極的に展開してきました。

今後は、市民の多様な価値観を考慮し、都市防災にも対応できるよう公園・緑地の『量』の確保だけでなく、『質』の向上も図る必要があります。

また、河川緑化整備による水の軸と道路緑化による緑の軸、公園など緑地拠点などのネットワーク化を行い、相互を回廊的機能で結び、緑を保全し創出していく必要があります。



取組の方向

緑豊かな都市環境の整備、地域の資源を活かした個性豊かなまちづくり、快適な生活環境の創出など、緑に関する内容をより具体化した長期計画を策定していきます。既設公園の維持・質の向上に取り組み、市民に愛され魅力あふれる豊かな公園づくりを目指します。

10年後の姿と目標指標

自然を活かした親水広場や、水と緑にふれあえる安らぎ空間、豊かな都市環境整備や遊歩ネットワークが形成され、街と河川空間などの緑の一体的な保全・活用が図られています。

項目	現状値	目標値	備考
公園・緑地の整備に対する満足度	21.5% (H20)	30.0% (H26)	市民意識調査結果
美祢さくら公園利用者数(人/日)	93 (H20)	112 (H26)	

具体施策の展開

公園の整備

子供の遊び場や市民の憩いの場として、市民がゆとりを実感できる公園整備の推進を図ります。

また、利用者の安全のため、老朽化した施設を更新していきます。

【建設課】

- ・公園施設整備事業
- ・河川公園整備事業



緑地の整備

市街地における緑の環境づくりによって、市民に愛され魅力あふれる緑豊かな都市形成を図ります。

【建設課】

- ・緑の基本計画の策定
- ・遊歩道整備事業

主な事業と概ねの実施時期

事業、施策名	概ねの実施時期							担当部署など
	21	22	23	24	25	26	27-31	
公園施設整備事業	→							建設課
河川公園整備事業	→							建設課
緑の基本計画の策定	→							建設課
遊歩道整備事業	→							建設課

協働のまちづくり（わたしたちの役割）

身近な公園の草刈りなどの維持管理、河川の清掃など、地域の取り組みとして実施します。

①-03 誰もが安心して住める、やすらぎのあるまちづくり

3-消防・防災の推進

現状と課題

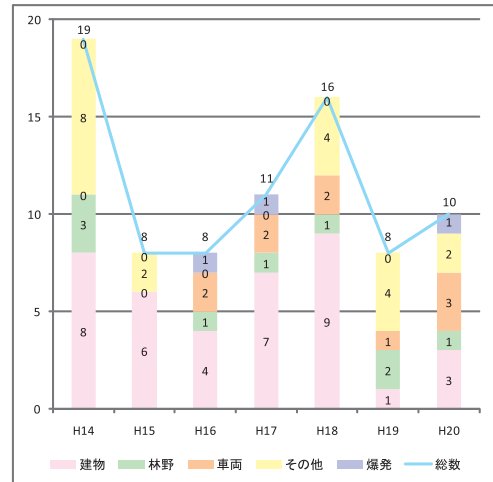
近年、火災をはじめとする各種災害や事故の容態が多様化し、さらに武力攻撃事態など大規模テロ発生の危険性が指摘されています。また、台風、豪雨、地震などの自然災害の続発、それに伴う災害時要援護者の支援対策など、消防・防災は多様な役割を求められています。

本市は中山間地に位置し、集中豪雨時における浸水や崖崩れ、地滑りなどの危険性が高く、高齢者などの災害時要援護者は今後も増加が予想されます。

また、火災の発生件数については、年間約10件から約20件で推移しています。

このような中、災害から市民の生命・財産を守るため、消防体制・設備の強化、治山・治水の推進、庁内の防災・危機管理体制を充実させるとともに、市民の防災意識を高め、地域防災力を高めていく必要があります。

■火災発生状況



[資料:美祢消防本部 消防年報]

取組の方向

市民の生命・財産を守るため、消防体制・設備の強化を図るとともに、治山・治水事業を推進します。また、自主防災組織の育成・強化などにより、地域防災力の向上を図ります。

10年後の姿と目標指標

消防・防災設備の充実、体制の充実が図られるとともに、市民の防災意識が高まり、地域防災力が向上しています。

項目	現状値	目標値	備考
消防・防災の推進に対する満足度	33.0% (H20)	40.0% (H26)	市民意識調査結果
火災発生件数	10 (H20)	0 (H26)	
自主防災組織率	74.2% (H20)	85.0% (H26)	

具体施策の展開

<p>地域防災の推進</p> <p>美祢市地域防災計画に基づき、災害から市民生活の安全を確保するため、防災訓練などの実施により自主防災組織の充実を図り、また、非常時の情報伝達通信施設整備を検討します。武力攻撃事態などにおいては、美祢市国民保護計画に基づき、市民の保護に努めます。</p>	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の推進 ・国民保護計画の推進 ・自主防災組織育成事業 ・防災行政無線整備・拡充の検討
<p>消防体制の充実</p> <p>近年の自然災害の発生件数の増加、災害の複雑多様化に対応し、住民の生命・財産を守るため、消防防災施設の整備や救急・救助体制の整備、消防職員・団員の教育など、消防体制の充実を図ります。</p> <p>また、消防力の強化による住民サービスの向上、消防力にかかる行財政運営の効率化及び基盤の強化のため、平成 18 年に一部改正された消防組織法に基づく消防広域化についても検討を進めます。</p>	<p>【消防本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防・防災施設等整備事業 ・消防団拠点施設等整備事業 ・消防救急無線デジタル化・指令センター整備事業 ・火災予防事業 ・救急・救助体制の充実 ・消防広域化への検討 ・職員・団員への教育の充実
<p>治山・治水の推進</p> <p>森林の維持造成を通じて、山地を原因とした自然災害から市民の生命・財産を守るとともに、水資源や緑に囲まれた豊かな生活を実現するため、治山・治水事業を推進します。</p>	<p>【建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊対策事業 <p>【農林課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模治山事業 ・危険ため池整備事業

主な事業と概ねの実施時期

事業、施策名	概ねの実施時期							担当部署など
	21	22	23	24	25	26	27-31	
地域防災計画の推進	→							総務課
国民保護計画の推進	→							総務課
消防救急無線デジタル化・指令センター整備事業		→						消防本部
危険ため池整備事業			→					農林課

協働のまちづくり（わたしたちの役割）

地域で連携し、自主防災組織の設立・育成を図り、地域の消防・防災体制の充実に努めます。

日頃から災害時に備えるよう心がけます。

①-03 誰もが安心して住める、やすらぎのあるまちづくり

4-交通安全・防犯対策の推進

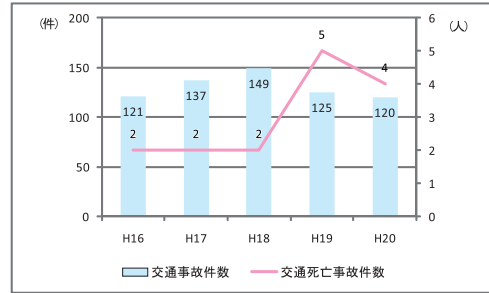
現状と課題

本市は日常生活での車への依存度が高く、過去5年間の年間平均交通事故件数は約130件です。また、犯罪発生率は低いものの、近年の社会情勢では振り込め詐欺や架空請求など、トラブルや被害が多様化し、犯罪の凶悪化、犯罪者の低年齢化も問題となっています。

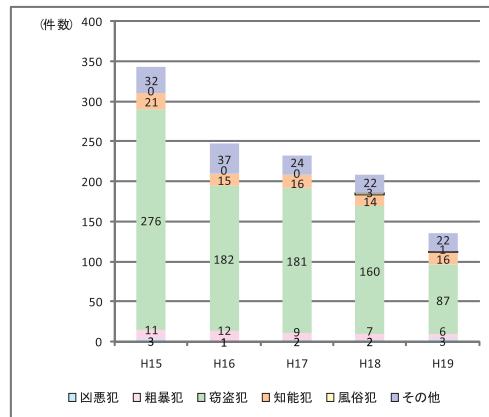
このような中、市民を交通事故から守り、安全で快適な生活環境をつくるため、交通安全施設の整備・拡充と、市民への交通安全教育の推進が求められています。また、市民ボランティア団体や関係機関との連携により、防犯意識の高揚と防犯対策の充実が求められています。

このため、市民一人ひとりが交通ルールを守り、交通安全意識の高揚と、また、各種犯罪を防止するため、明るい雰囲気のあるまちづくりに取り組む必要があります。

■交通事故件数



■刑法犯認知件数



取組の方向

地域、警察、行政が連携し、子どもや高齢者が安全に暮らせるよう、交通事故や犯罪の発生しにくい環境づくりに努めます。

10年後の姿と目標指標

地域、警察、行政が連携し、交通事故件数や犯罪発生件数が減り、安全な暮らしが達成されています。

項目	現状値	目標値	備考
交通安全・防犯対策の推進に対する満足度	24.9% (H20)	30.0% (H26)	市民意識調査結果
年間の交通死亡事故件数	4 (H20)	0 (H26)	
年間の犯罪発生件数	157 (H20)	71 (H26)	

具体施策の展開

<p>交通安全対策の推進</p> <p>美祢市交通安全計画に基づき、市民を交通事故から守り、安全で快適な生活環境をつくるため、交通安全施設の整備を一層促進し、運転者と歩行者が安全でゆとりのある通行ができる環境整備に努めます。</p> <p>また、免許証を返納した高齢者に対する支援策の充実を図ります。</p>	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全計画の策定 運転免許証を自主返納する高齢者に対する支援事業 <p>【建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設整備事業
<p>交通安全指導・教育の充実</p> <p>交通安全運動期間中の街頭キャンペーンの継続的実施や交通安全教室などへの市民参加を促進し、交通安全に関する啓発活動に取り組みます。また、広報や学校教育を通じて、高齢者や子どもへの交通安全教育を推進します。</p>	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全啓発事業 交通安全用具配布事業 交通安全対策協議会 交通安全指導員 交通安全協会
<p>防犯対策の推進</p> <p>地域の犯罪防止のため、防犯ボランティア団体の育成や防犯パトロールの実施など、地域の見守り体制の支援・充実を実施します。また、夜間の犯罪防止のため、防犯灯の設置の支援と維持に努め、整備の充実を図ります。</p>	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯灯整備事業 防犯ボランティア団体育成
<p>防犯意識の普及啓発の推進</p> <p>防犯対策協議会と連携して、各種行事における防犯啓発活動や防犯情報の提供により、市民の防犯意識の高揚を図ります。</p>	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯思想の普及啓発 防犯対策協議会

主な事業と概ねの実施時期

※ は計画期間

事業、施策名	概ねの実施時期							担当部署など
	21	22	23	24	25	26	27-31	
交通安全計画の策定								総務課
交通安全啓発事業								総務課
防犯思想の普及啓発								総務課

協働のまちづくり（わたしたちの役割）

多様化する犯罪に対する危機感をもち、容易に巻き込まれないよう互いに注意するとともに、地域全体で交通安全に取り組めます。

①-03 誰もが安心して住める、やすらぎのあるまちづくり

5-環境衛生の推進

現状と課題

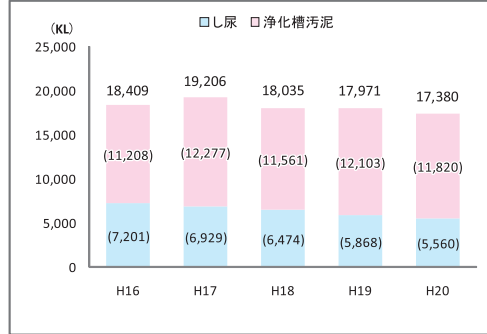
市内にはし尿処理施設として美祢市衛生センターが整備され、昭和 63 年から稼働し、一日平均 47.6klの生し尿及び浄化槽汚泥を処理しています。現在は下水道の整備、合併処理浄化槽の普及及び農業集落排水施設の整備により、処理量は横ばい状況となっていますが、20 年が経過した施設の老朽化対策のための検討が必要になっています。

斎場については、市内にゆうすげ苑と船窪山斎場の2つの斎場がありますが、船窪山斎場の老朽化が進んでいます。また、墓地についても要望が上がっていますが、場所の選定と民間墓地の経営圧迫の問題があります。

そのため、2つある斎場の今後の方向性と、新たな市営墓地について検討をする必要があります。

ペットについては、飼い主にとって家族の一員、共生パートナーとして癒しが得られる一方で、フン害などの苦情が寄せられるため、適正飼養について今後さらなる啓発が必要となっています。

■し尿処理量の推移



取組の方向

し尿については、広域的な収集を継続実施し、衛生センターの老朽化対応を検討します。浄化槽設置整備事業の実施により、公共水域の水質汚濁の防止など生活環境の充実を図ります。飼養動物適正管理に関する意識啓発を推進し、予防注射の実施率を向上させます。

10年後の姿と目標指標

し尿処理などに関して、適切に公衆衛生施設が維持され、衛生環境が保たれています。

項目	現状値	目標値	備考
環境衛生の促進に対する満足度	17.1% (H20)	25.0% (H26)	市民意識調査結果
犬の予防注射の実施率	75.2% (H20)	80.0% (H26)	

具体施策の展開

<p>斎場・墓地の整備</p> <p>斎場については、指定管理者及び委託者と連携を図り、適切な管理運営を図ります。また、各施設の存続及び統合について検討を行います。</p> <p>墓地については、適切な管理運営を推進するとともに、新しい墓地の検討を進めます。</p>	<p>【生活環境課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地整備事業 ・斎場整備事業
<p>生活環境の整備</p> <p>生活環境の向上を図り、衛生的な暮らしを実現するため、公衆衛生施設の維持管理、浄化槽設置の促進を図ります。</p> <p>し尿についても、広域的な処理体制を維持しつつ、河川などの水質保全に寄与し、美しい環境の実現を図ります。</p>	<p>【生活環境課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設整備事業 ・合併浄化槽設置整備事業 ・生活環境の維持
<p>ペットなどの適正管理</p> <p>犬の登録・死亡・登録事項の変更などの届出の受付、登録原簿の作成・管理及び、狂犬病予防注射を実施します。また、猫など飼養動物の適正管理の啓発などを実施します。</p>	<p>【生活環境課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防事業 ・野犬等対策事業 ・犬及び猫の避妊手術等補助金交付事業

主な事業と概ねの実施時期

事業、施策名	概ねの実施時期							担当部署など
	21	22	23	24	25	26	27-31	
墓地整備事業	→							生活環境課
斎場整備事業	→							生活環境課
し尿処理施設整備事業	→							生活環境課
合併浄化槽設置整備事業	→							生活環境課
狂犬病予防事業	→							生活環境課
犬及び猫の避妊手術等補助金交付事業	→							生活環境課

協働のまちづくり（わたしたちの役割）

家庭からの生活排水などにおいて、自然環境の保全に配慮します。

ペットなどについて、予防接種の徹底など適切な飼育に努めます。

①-03 誰もが安心して住める、やすらぎのあるまちづくり

6-循環型社会を目指したシステムの構築

現状と課題

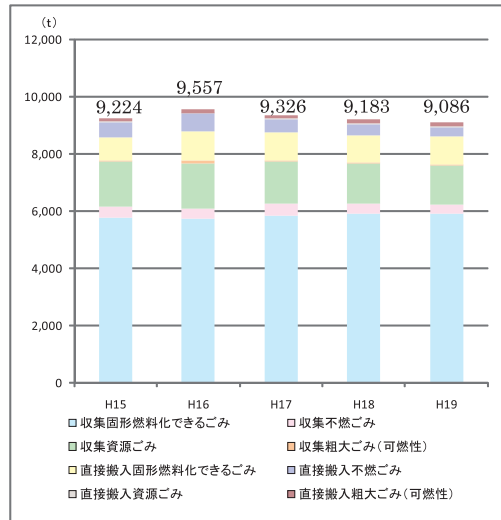
地球環境保全の観点から、地球温暖化対策と廃棄物減量を目指した循環型社会の構築が求められています。

地球温暖化対策については、県及び温暖化対策地域協議会と連携を図り、省エネ施策、温暖化対策施策などの実施について、市民や企業に呼びかけを行い、温室効果ガス排出抑制に取り組む必要があります。

本市のごみ排出量は平成 19 年度で約 9,000t あり、平成 16 年以降は減少傾向にあります。ごみ処理については、可燃ごみは美祢市カルストクリーンセンターで固形燃料化され、セメント原料として処理されています。

不燃ごみは地域ごとに設置された施設により、資源化及び埋立・委託処分されています。美祢市一般廃棄物最終処分場については、平成 26 年度末をもって埋め立て期間が満了となります。このため、ごみの減量化を目的とした、ごみの分別の徹底を呼びかけ、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図る必要と、最終処分場の延命・新設の検討を含めた市全体の埋立処分の体制を構築する必要があります。

■ごみ排出量の推移



取組の方向

県・地域協議会と連携し、企業、市民の実践活動の強化を図ります。

3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進と、廃棄物の適正な処理に努め、不法投棄防止のための啓発活動を強化します。

10年後の姿と目標指標

地球温暖化対策実践活動参加事業所数が増加し、市全体で温室効果ガスの抑制に取り組む体制が構築されています。ごみ排出量が減少しています。

項目	現状値	目標値	備考
循環型社会を目指したシステムの構築に対する満足度	3.7% (H20)	10.0% (H26)	市民意識調査結果
ごみ排出抑制目標(g/人日)	834.7 (H19)	814.9 (H26)	

具体施策の展開

<p>地球温暖化対策の推進</p> <p>温室効果ガス排出抑制のため、地球温暖化対策地域協議会と連携し、クールビズなどのエコスタイル運動、ノーマイカーデー、緑のカーテンなどを普及啓発し、企業と市民の実践活動の強化を図ります。</p> <p>地球温暖化対策地域推進計画を策定し、全市的な取り組みを進めるとともに、市の率先実行計画を策定します。</p> <p>また、石油・ガス・電力などの効率的な利用と太陽光・風力・バイオマスといった新エネルギーの導入を推進します。</p>	<p>【生活環境課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策推進事業 ・地球温暖化対策地域協議会 ・地球温暖化対策地域推進計画の策定 ・地球温暖化対策実行計画の策定
<p>廃棄物などリサイクルの推進</p> <p>ごみの分別に対する市民意識の向上を図り、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図ります。</p> <p>また、不法投棄防止のため、啓発活動を強化します。</p>	<p>【生活環境課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物リサイクル推進事業 ・ごみの分別及び減量化対策 ・不法投棄対策
<p>廃棄物などの処理施設の整備</p> <p>一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化を図り、適正な処理と施設の効率的な維持管理を行います。</p> <p>最終処分場については、延命・新設の検討を含めた市全体の埋立処分の体制を構築します。</p>	<p>【生活環境課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画の推進 ・不燃物最終処分場整備事業

主な事業と概ねの実施時期

事業、施策名	概ねの実施時期							担当部署など
	21	22	23	24	25	26	27-31	
地球温暖化対策推進事業	→							生活環境課
地球温暖化対策地域推進計画の策定	→							生活環境課
地球温暖化対策実行計画の策定	→							生活環境課
廃棄物リサイクル推進事業	→							生活環境課
不法投棄対策	→							生活環境課
一般廃棄物処理基本計画の推進	→							生活環境課
不燃物最終処分場整備事業	→							生活環境課

協働のまちづくり（わたしたちの役割）

節電・節水など、省エネルギーの推進に努めます。

MY はしやエコバッグの利用に努めます。

ゴミの分別を徹底するとともに、ゴミそのものの減量に努めます。

①-03 誰もが安心して住める、やすらぎのあるまちづくり

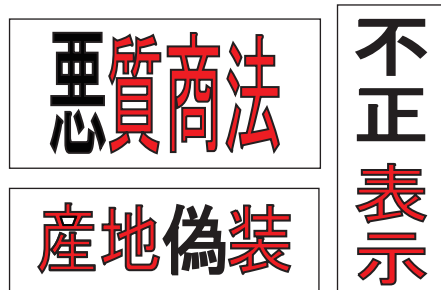
7-消費者の安全

現状と課題

次々と発生する悪質商法、近年の相次ぐ食品偽装問題に見られるように、消費者問題は社会・経済状況の変化に伴い複雑化・多様化しています。

これに対し、本市では従来より相談窓口を設置し、山口県消費生活センターと連携しながら、消費者が悪質商法により被害を受けた場合に対応して解決方法を指導しています。また、被害を未然に防ぐため美祢市消費者の会に啓発活動を委託しています。

今後も新たな悪質商法が次々と発生する可能性があるため、早急な対応と、若年者及び高齢者に対しては繰り返し啓発を行っていく必要があります。



取組の方向

被害の未然防止を目的として、情報を提供していくとともに、消費者相談に係る研修会などに積極的に参加し、消費者にとって最良の対処を行っていきます。

10年後の姿と目標指標

適切な情報提供と意識啓発などにより、悪質商法による被害が減っています。

項目	現状値	目標値	備考
消費者の安全に対する満足度	—	30.0% (H26)	H20 市民意識調査 満足度平均値 10.8% 満足度最高値 33.0%
市民からの年間相談件数(件)	190 (H19)	90 (H26)	

具体施策の展開

<p>消費者への啓発推進</p> <p>特定商品取引法に違反している悪質な商法により市民が被害を受け「泣き寝入り」とならないよう、相談があった場合は県消費生活センターと連携を取りながら解決方法を相談者に指導していきます。</p> <p>また、消費者のプライバシーに考慮した消費者相談窓口の整備・機能強化を行います。</p> <p>さらに、被害を未然に防止するため、美祢市消費者の会との連携を強化し、消費者に対するセミナーや講座の開催、市のホームページやCATVを活用した情報提供を早急かつこまめに行います。</p>	<p>【商工労働課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費問題広報啓発活動事業 ・消費者相談窓口機能強化事業 ・消費者自立支援事業
--	---

主な事業と概ねの実施時期

事業、施策名	概ねの実施時期							担当部署など
	21	22	23	24	25	26	27-31	
消費問題広報啓発活動事業	→							商工労働課
消費問題相談窓口機能強化事業→	→						商工労働課
消費者自立支援事業	→							商工労働課

協働のまちづくり（わたしたちの役割）

悪質な商法に巻き込まれないように注意するとともに、不審な点を感じる場合は速やかに通報し、被害の拡大を防ぎます。



